

件 名	愛媛県情報公開条例及び愛媛県個人情報保護条例の一部を改正する条例
主 管 課	県民活動推進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>電子申請による公文書の公開請求を可能にするとともに、電磁的記録の複製物の交付が開始されたことに伴い、所要の改正を行った。</p> <p>1 愛媛県情報公開条例の一部改正</p> <p>(1) 電子申請による公文書の公開請求を可能にするための改正</p> <p>公開請求の受付方法に、公開請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を実施機関が定める方法により提出する方法を加えた。</p> <p>(2) 電磁的記録の複製物の交付の開始に伴う改正</p> <p>電磁的記録の複製物の交付については、既に規則等を改正して11月14日から実施できるようにしていたが、条例の費用徴収規定について「写し」に複製物が含まれることを明確にするため、規定整備を行った。</p> <p>2 愛媛県個人情報保護条例の一部改正</p> <p>上記1の(2)に同じ。</p>	
施 行 日	平成16年4月1日 ただし、電磁的記録の複製物に係る部分については公布日施行
<p>【その他参考事項】</p> <p>電子申請による公文書の公開請求</p> <p>都道府県で12番目に実施、このうち、条例上明文で電子申請による公開請求を規定しているのは、埼玉県、東京都、鳥取県、高知県の4都県のみである。</p> <p>〔申請方法等〕</p> <p>インターネット上で個人情報を登録し、ユーザID、パスワードを取得する。</p> <p>インターネットで書面と同様の項目を記入し、送信する。</p> <p>県の担当課で受付メール、審査中メール、審査済メールを手動でそれぞれ送信する。</p> <p>請求の内容についての補正は、メールで対応</p> <p>公開決定通知は、従来どおり文書で行われる。</p> <p>〔到達時期〕</p> <p>執務時間にかかわらず、システム上のファイルに記録されたときが、到達となる。</p>	